

1 相談の概要

平成20年4月から平成20年8月までの相談件数は3,406件で、前年同時期(3,245件)と比べ増加!

不当請求・架空請求は583件と前年同時期(799件)に比べ大幅に減少しているが、依然として注意が必要!

多重債務相談専用ダイヤル(256-3160^{さいむゼロ})の設置,特別相談の実施により,フリーローン・サラ金の相談が引き続き増加傾向

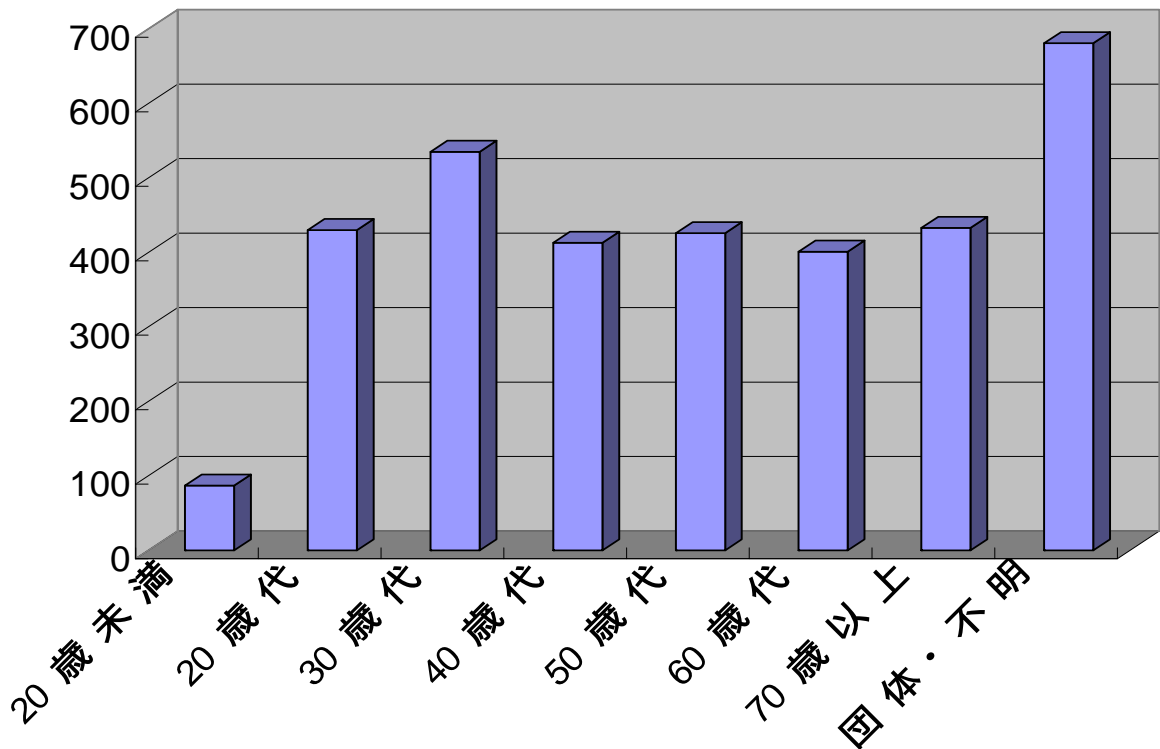
相談ワースト10

商品・役務別相談件数

商品・役務名	件数	構成比	主な内容
不当請求・架空請求	583	17.1%	はがきによる架空請求,アダルト情報サービス
フリーローン・サラ金	526	15.4%	多重債務など
賃貸住宅	229	6.7%	敷金返還トラブル
理美容	128	3.8%	エステサービス
書籍・印刷物	86	2.5%	同窓会名簿・紳士録
文具・事務用品	81	2.4%	電話機類・パソコン機器類
教室・講座	69	2.0%	英会話教室
食器・台所用品	68	2.0%	浄水器
家屋修繕工事	67	2.0%	屋根,床下工事,設備工事
電報・電話	61	1.8%	通話料,パケット通信料
その他	1508	44.3%	
合計	3,406	100.0%	

年齢構成

年齢	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	団体・不明	合計
件数	87	430	535	413	426	401	433	681	3,406
構成比	2.55%	12.62%	15.71%	12.13%	12.51%	11.77%	12.71%	19.99%	100.00%



2 最近の相談事例

マンションの悪質な勧誘販売が増加！

マンションの悪質な電話勧誘に関する相談が多数寄せられています。「家庭や職場への電話による勧誘で投資用マンションの購入を強く迫られ、断ると脅された」、「長時間に渡り執拗に勧誘された」、「深夜にも及んで迷惑だった」などの相談が目立っています。

威迫行為や電話による長時間勧誘等で相手方を困惑させる行為は、宅建業法の施行規則により禁止されていますが、相談は依然増加しています。

以下に問題点，その対処法を挙げます。

問題点

「お前を追い込んでやる」、「家族に気をつける」など、強引、脅迫まがいの勧誘行為を長時間にわたって行う。

「損をすることはない」、「必ず部屋の賃貸契約が取れる」など、「収入になる」かのよ
うな説明がある。

「断っても断っても電話がかかってくる」、「毎日、ひどい時には1日に30回も電話がかかってきた」、「断ったが、玄関に早朝から待ち伏せされ、怖くて家から出れなかった」など、断ったのに何度も勧誘される。

「共済年金の保護について話がしたい」、「同級生を名乗って電話がかかってきた」、「他院の医師を名乗って電話をかけてきた」、「業者名、販売員名を聞いても答えない」など、販売目的、業者名、販売員の氏名を告げない。

対処法

業者から強引に勧められても、買う気がなければ毅然と断ること。
怒鳴られても決して応じないことが大事です。

非常に悪質な勧誘を受け、業者名や連絡先がわかる場合は、京都府建設交通部建築指導課（☎075-414-5341）、国土交通省近畿地方整備局建政部建設産業課（☎06-6942-1141）の宅建業法の所管課に申し出てください。

発信番号表示サービスを利用して再勧誘の電話については着信拒否を設定したり、非通知の番号でかかってきた場合には繋がらないサービスを利用する方法もあります（いずれも有料）。

もし契約してしまった場合は、京都市市民総合相談課（☎075-256-0800）にすぐに相談してください。

消費生活に関する困りごとがあれば気軽に御相談ください。

京都市市民総合相談課 256-0800（消費生活相談専用）

256-3160^{さいむゼロ}（多重債務相談専用）

消費生活相談受付時間 月～金（祝休日除く。）午前9時～正午 午後1時～午後4時
京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4F市民生活センター

http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html
を御覧ください。

* 週末の相談は、消費生活週末（土日）電話相談へ

075-257-9002

午前10時～午後4時

3 お知らせ

市民総合相談課の啓発パンフレット等の利用について

市民総合相談課では、悪質商法被害に遭わないために、啓発パンフレット（下表参照）、啓発ビデオ及び図書を用意しております（いずれも無料。ただし、パンフレットを送付希望の方には送料のご負担をお願いしております。）

また、啓発ビデオ・図書については、1週間の貸出しが可能となっております。皆様のご利用、お待ちしております。

パンフレット一覧	
（ 1 パンフレット名の前にあるマークは、それぞれ …消費者行政関連 …悪質商法防止 …若い方向け …多重債務 …賃貸借契約 を表します。）	
京都市消費生活基本計画	京都市消費生活基本計画概要
悪質商法！高齢者が狙われる！！	悪質商法撃退ハンドブック
お気をつけておくれやす 悪質商法撃退！！	契約ナビ
十代・二十代のあなたへ	あなたはだいじょうぶ！？
あきらめないで！多重債務は必ず解決できます！	賃貸退去時トラブル

2 啓発ビデオ及び図書については、数多く取り揃えているため、スペースの都合上掲載は省略させていただきます。

京都市職員を名乗る振り込め詐欺に御注意を！

10月下旬、市内において、京都市職員を名乗る者から「今、メタボリックシンドローム対策の補助金を出しているが、受取るためにはATMで操作する必要があるので、すぐにATMに向かってほしい。」と、Aさん宅に電話がありました。

怪しいと思ったAさんは、すぐに警察に通報し事なきを得ましたが、このように、依然、公的機関を名乗る振り込め詐欺が多数発生しており、今後も起こる可能性が非常に高いものと思われます。このような振り込め詐欺の被害に遭わないために、以下の4点に御注意ください。

京都市職員等、公的機関の職員がATMに誘導し、操作を依頼することは絶対にありません。

もし、電話や訪問を受けた時にATMの操作を依頼された場合、すぐに行動せずに相手の氏名、所属名を確認し、市職員を名乗ったら京都市コールセンター（☎075-661-3755）、それ以外についてはNTTの番号案内（104）等に御自分で所属の電話番号を問い合わせたうえで、その番号に連絡し、御確認をお願いください。

少しでも怪しいと思ったら、一人で決断せずに、周りの家族・友人または市民総合相談課（☎075-256-0800）に御相談ください。

もし、被害にあってしまったら、すぐに最寄りの警察署に御相談ください。「振り込め詐欺救済法」に基づく手続きを行うことで、被害にあったお金が戻ってくる可能性もあります。

